



土地家屋調査士

受験対策資料

追補

- ・ 不動産登記規則等の一部を改正する省令

○法務省令第六号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）及び不動産登記令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三百十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十日

法務大臣 齋藤 健

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

改正後	改正前
<p>（申請人以外の者に対する通知） 第八十三条 「略」 「一・二 略」 三 法第六十九条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該登記の登記名義人であった者 「2・3 略」 4 登記官は、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に 応じてされた相続による所有権の移転の登記についてする次の各号に</p>	<p>（申請人以外の者に対する通知） 第八十三条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」 「2・3 同上」 「項を加える。」</p>

掲げる事由による所有権の更正の登記の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記義務者に対し、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

- 一 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得
- 二 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の取得

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三条 〔略〕

2 法第二百一十一条第三項又は第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

〔一〕三 略〕

四 法第二百一十一条第三項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 法第二百一十一条第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めが

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三条 〔同上〕

2 法第二百一十一条第二項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

〔一〕三 同上〕

四 法第二百一十一条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

〔号を加える。〕

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

〔項を加える。〕

あつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

5|| [略]

6|| [略]

7|| [略]

(登記事項証明書の受領の方法)

第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 [略]

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 法第九十九条第四項ただし書(法第二百二十条第三項及び第二百一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の法務省令で定める方法は、第九十四条第二項及び第三項に規定する方法とする。

[2・3 略]

4|| [同上]

5|| [同上]

6|| [同上]

(登記事項証明書の受領の方法)

第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一条第一項及び第二項の手数を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 [同上]

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 法第九十九条第四項ただし書(法第二百二十条第三項及び第二百一条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の法務省令で定める方法は、第九十四条第二項及び第三項に規定する方法とする。

[2・3 同上]

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときに、第二百四十一条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときに、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第百二十一条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四十一条第一項中「第百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第百九十七条第六項(第二百三条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第二百四十一条第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときに、第二百四十一条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときに、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第百二十一条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四十一条第一項中「第百九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第百九十七条第六項(第二百三条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第二百四十一条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

土地家屋調査士受験資料／追補

・不動産登記規則等の一部を改正する省令

令和5年5月1日 初版発行

著作権所有／非売品

編者 東京法経学院 編集部

発行所 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22

ナカバビル1F

TEL 03-6228-1453 (代表)

FAX 03-3266-8018

郵便振替口座 0012-6-22176

* 乱丁，落丁の場合はお取り替えいたします。

* 本資料は法務省のHPで掲載されている資料を一部抜粋して作成しております。

7304152-2305

発行 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1F

〔版權所有〕
〔不許複製〕

7004152-2305